

KNOCK OUT GYM 会員規約

第1条

会員は、その会則を遵守しなければならない。

第2条

入会にあたっては、原則として以下の入会金・入会手続き手数料を支払うこと。

- ・入会金：16,500円（税込み）
- ・入会手続き手数料：3,300円（税込み）

第3条

会員は練習への参加不参加にかかわらず、KNOCK OUT GYM 調布の定める方法で毎月以下の会費を支払うこと。

- ・一般男性：13,200円（税込み）
- ・一般女性：11,000円（税込み）
- ・大学生以下（高・中・小・キッズ）：8,800円（税込み）

第4条

会員が以下の行為をおこなった場合、強制的に退会とする。

- （1）会則を遵守しなかったとき。
- （2）反社会的な行為をおこなうなど、KNOCK OUT GYM 調布の名誉を著しく傷つけたとき。
- （3）会費その他の債務を滞納し会社からの催促に応じないとき。

第5条

会員は退会を希望する場合、所定の手続きを完了し、KNOCK OUT GYM 調布がそれを確認するまでは、いかなる理由があろうとも月会費を納める義務を有する。なお、退会手続きは原則としてその月の10日を締め切りとし、それ以降は翌月までの在籍となる。また、一旦納められた会費はKNOCK OUT GYM 調布から返却されることはない。

第6条

器物や施設に対し、故意に損傷を与えないこと。故意に損傷を与えた場合は、その損害賠償を受け入れること。

第7条

KNOCK OUT GYM 調布における練習・試合および行事にて起きた怪我や事故について、会員は一切の補償を請求しない。

第8条

会員の転居・転職・進学などで入会申し込み時に申請した内容に変更があった場合、会員は速やかに申し出ること。

第9条

他ジム・他道場への交流制度を初めて利用する際には、必ず当ジム責任者に報告・相談をして了承を得ること。

第10条

他ジム・他道場への転籍を希望する際は、当ジムを退会した上で、転籍先の規約に準じて手続きをおこなうこと。

第11条

他ジム所属のプロ選手は、当ジムへの入会を不可とする。

第12条

入会金および入会初月の1か月分の月会費が無料となるキャンペーンの最低契約期間は6か月、入会金および入会初月と翌月の2ヶ月分の月会費が無料となるキャンペーンの最低契約期間は12か月とする。本キャンペーンにより入会した会員が最低契約期間前に退会する場合は、本キャンペーンにて無料となった入会金および月会費の全額を退会申告時に現金にて支払うこととする。

附則

本規約は、2021年8月1日より実施します。

改訂履歴

2021年12月20日 キャンペーン変更に伴い第12条を追加。

以上